

医療安全管理指針

医療法人 榎本会 榎本病院 病院長 榎本秀好

医療安全管理委員会 委員長 岩上 孝子

1 病院における安全管理に関する基本的考え方

- ・ 医療従事者の個人レベルでの医療事故防止対策と、医療施設全体での組織的な医療事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目指しています。
- ・ 病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場から医療事故の防止に取り組み、患者様の安全を確保しつつ、必要な医療の提供を行います。

2 安全管理委員会その他の組織に関する基本的事項

- ・ 医療安全管理者を委員長とする「医療安全管理委員会」を、毎月1回定期的に開催して、医療安全管理の重要事項を審議し決定しています。また、必要時には臨時に開催します。
- ・ 医療安全管理委員会の決定事項は、リスクマネジメント委員会において実施します。
- ・ 医薬品及び医療機器・医療放射線の安全使用のため、「医薬品安全管理責任者」、「医療機器安全管理責任者」、「医療放射線安全管理責任者」を配置して、医薬品業務手順の明確化並びに医療機器保守点検、診療用放射線の安全管理の計画実施等に当たります。
- ・ 万一、医療事故が発生した場合には、必要に応じて医療安全管理委員長は医療安全管理委員会を非常招集・開催させ、対応を検討致します。

3 医療に係る安全管理のための従業者に対する

研修に関する基本方針

- ・ 医療の安全管理に関する意識の高揚及び医療の質の向上を図るため、全職員に対し医療安全管理に関する研修を年2回程度行います。

4 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした

改善のための方策に関する基本方針

- ・ 各医療現場で経験したヒヤリ・ハット^{*1}や事故の全情報を収集し、リスクマネジメント^{*2}委員会にて原因の分析及び改善策について検討を行い、その結果を全職員に情報提供することにより、事故発生の再発防止を図ります。

5 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

- ・ 医療側の過失によるか否かを問わず、患者様に望ましくない事象が発生した場合には、可能な限り、まず本院内の総力を結集して患者様の救命と被害の拡大防止に全力を尽くします。
- ・ 本院内に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡であって、病院長がその死亡を予期しなかったものについては、医療事故調査・支援センターへ報告するものとする。
- ・ 救命措置の遂行に支障を来たさない限り可及的速やかに、事故の状況、現在実施している回復措置、その見通しについて、患者様本人、ご家族などに誠意をもって説明します。

6 医療従事者と患者様との間の情報の共有に関する基本方針

- ・ この指針は、患者様等に医療の安全管理への理解と協力を得るため、院内掲示を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

7 患者様からの相談への対応に関する基本方針

- ・ 医療連携室長を責任者とする「患者様相談窓口」を設置し、患者様からの相談に医療安全管理者が適切な対応を確保します。また、相談により患者様やご家族様等が不利益を受けないよう努めます。

8 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

- ・ 医療安全の推進のため、随時「医療安全管理マニュアル」を整備して、全職員への周知徹底を図ります。また、このマニュアルの見直しを随時行います。

9 指針の見直し、改定

- ・ 本指針の見直しは、必要に応じ医療安全管理委員会にて行うこととし、改定年月を下記に記載致します。

- * 1 ヒヤリ・ハット 重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見をいう。
- * 2 リスクマネジメント 危害の発生源・発生原因、損失などを回避もしくは、それらの低減をはかる方法をいう。

平成 12 年 9 月 1 日制定

平成 14 年 10 月 1 日改訂
平成 21 年 10 月 1 日改訂
平成 23 年 1 月 20 日改訂
平成 25 年 7 月 17 日改訂
平成 26 年 7 月 17 日改訂
平成 28 年 9 月 1 日改訂
令和 1 年 9 月 30 日改訂
令和 2 年 10 月 29 日改訂
令和 3 年 2 月 19 日改訂